

別表第1－1(第3条関係)

補助事業者	事業実施主体	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等(市町村、一部事務組合又は複数の市町村が組織する協議会をいう。以下同じ。)	(1)市町村等 (2)生産者組織等 ア 農業協同組合 イ 5戸以上の生産者で組織された生産者組織で規約、代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等の事業執行が確実にできると認められる生産者組織 ウ 生産者、市町村等で組織する協議会 エ 農業法人	ア及びイの要件を満たすこと。 ア 市町村、農業関係団体、農業振興センター等その他関係機関と連携し、目的達成のために必要な検討を行い、効果的な事業となるように努めるものとする。 イ 同一の事業実施主体が同じ内容(品目、対象国及び取組内容が同じものをいう。)で利用できる期間は3年とする。4年目以降は、ステップアップを含む内容の見直しが必要ないものとする。	ア 国内外での展示会への出展並びに商談会の開催及び参加 イ 商談会に係るバイヤーの招聘 ウ 海外での販売促進活動 エ 現地での販売状況及び課題抽出調査 オ 鮮度保持及び日持ち試験並びにテスト輸出 カ 商品パッケージの企画、デザイン、試作及び試作品の調査等 キ 輸出先国の残留農薬基準への適合のための圃場試験、農薬検査 ク アからキまでに掲げるもののほか、事業実施に必要な事項	報償費	アドバイザー経費等	2分の1以内	原則、1事業実施主体当たり100万円。 ただし、補助限度額のかさ上げ要件のア又はイのいずれかを満たす場合は、1事業実施主体当たり200万円とする。 (補助限度額のかさ上げ要件) ア 生産者組織等のア並びに県域生産者組織等のオ及びカが、県内各地域の農産物等の輸出に向けて広域的に事業を行う場合 イ 直近年度の農産物輸出額が200万円以上の事業実施主体が、直近年度の輸出数量若しくは輸出額に対して10%増以上の成果目標を設定して事業を行う場合
				旅費	交通費、宿泊費等(注2)(注3)		
				需用費	消耗品費、印刷製本費、試食宣伝用食材費等(食糧費を除く。)		
				役務費	通信運搬費、通訳手数料、取扱手数料、残留農薬検査費用等		
				委託料	調査、展示・商談会実施、パッケージデザイン等		
				使用料及び貸借料	出展小間料、会場借上げ料、自動車使用料等		
				その他経費	その他事業実施に必要なと認める経費		
県域生産者組織等 オ 高知県農業協同組合 カ 株式会社とさのさと	同左			市町村等が生産者組織等に上に掲げる経費を補助する場合は、当該補助に要する経費		市町村等が補助対象とした経費の2分の1以内	

備考 (注1)補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。
(注2)商談等を伴わないニーズ調査旅費は、対象外。
(注3)1事業実施主体あたり、年2回まで、かつ、1回の渡航で2名分までを補助対象とする。
(注4)国庫負担(補助)制度又は他の県又は市町村単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。

別表第1－2(第3条関係)

補助事業者	事業実施主体	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等(市町村、一部事務組合又は複数の市町村が組織する協議会をいう。以下同じ。)	(1)市町村等 (2)生産者組織等 ア 農業協同組合 イ 5戸以上の生産者で組織された生産者組織で規約、代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等の事業執行 ウ 生産者、市町村等で組織する協議会 エ 農業法人	ア及びイの要件を満たすこと。 ア 市町村、農業関係団体、農業振興センター等 その他関係機関と連携し、目的達成のために必要な検討を行い、効果的な事業となるように努めるものとする。 イ 同一の事業実施主体が 同じ内容(品目、対象国及び取組内容が同じものをいう。)で利用できる期間は3年とする。4年目以降は、ステップアップを含む内容の見直しがなければ利用することができないものとする。	動植物検疫、鮮度保持等への対応のために必要となる施設整備、機器又は備品の購入等	需用費	消耗品費	2分の1以内	1事業実施主体当たり200万円
				工事請負費	施設整備費		
				原材料費	施設整備に必要な材料費		
				備品購入費	施設整備等に必要な備品購入費		
				その他経費	その他事業実施に必要と認める経費		
県域生産者組織等 オ 高知県農業協同組合 カ 株式会社とさのさと	同左			市町村等が生産者組織等に上に掲げる経費を補助する場合は、当該補助に要する経費		市町村等が補助対象とした経費の2分の1以内	

備考(注1) 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(注2) 国庫負担(補助)制度又は他の県又は市町村単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。